

大阪地裁の不当判決糾弾！ 一大飯原発運転差し止め仮処分裁判一 4月26日 大阪高裁に即時抗告を申し立て！ 大飯原発の運転を停止し、活断層3連動で耐震安全性評価をやり直せ 大飯原発の特例扱いは認められない



あの不当判決でさえ認めた大飯原発近傍の活断層3連動問題が、大飯原発を止めるための焦点として急浮上してきた。この3連動問題は、私たち原告・市民運動が一貫して主張してきたことであり、中田高氏と渡辺満久氏の科学的調査と市民の運動が勝ち取った成果である。規制委員会は、3連動を前提にして、大飯原発の耐震安全性を全面的に見直すことを4月19日の「大飯原発評価会合」で求め、その場で関電は了承した。ところが、関電は

その後これを拒否したという。3連動問題は関電にとっての最大のアキレス腱となった。

そもそも大飯原発は、特例扱いで運転を続けている（防潮堤も未完成、破砕帯調査も継続中等々）。大飯原発の特例扱いを認めず、まずは運転を停止すること。その上で、活断層の3連動評価による基準地震動の策定と耐震安全性等を全面的に見直すべきだ。3連動評価を拒否する関電に対して、規制委員会は厳しい姿勢で臨まなければならない。3連動評価とそれに基づく耐震評価を拒否するのであれば、直ちに運転の停止を求めるべきだ。

運動が切り開いた「活断層の3連動による耐震評価の見直し」という新しい情勢のもと、これらを規制委員会、各府県等に求めている。4月26日に申し立てた大阪高裁への即時抗告とあわせ、法廷内外での運動を強めている。

◆ 253名で大阪高裁に即時抗告を申し立て—不当判決への怒りをバネに

4月16日に大阪地裁が下した大飯原発3・4号運転差し止め仮処分裁判決定（判決）は、不当極まりないものだ。3・11後、初の運転差し止め裁判の判決であり、唯一稼働している大飯原発に対する判決であったが、司法は、福島原発事故の教訓から何も学ぶことなく、関電と政府に追随した。これが3・11後に出された判決なのかと疑うばかりである。まるで福島原発事故などなかったかのような判決だ。住民の安全を守るために原発事故を繰り返してはならないという視点にたった司法の苦悩の痕跡すらない。そのため、原子カムラ以外に、この判決で住民を納得させることはできない。不安と怒りをかき立てるだけだ。

原告団と弁護団は、即日に大阪高裁に即時抗告することを決めた。不当判決への怒りをバネに、市民の運動を一層強めることなしには原発推進から脱却することはできないとの強い思いからである。判決直後に、「即時抗告で闘おう」の声明を出し、4月26日に申し立てた。法廷での闘いは大阪高裁に移る。短期間にもかかわらず、「このまま黙ってられない！」と福井、岐阜、関西2府4県の253名で申し立てた。

◆大阪地裁の不当判決 制御棒挿入性と敷地内破砕帯問題－基準との適合性判断を棚上げ

地裁判決の不当性は、第一に、安全基準の具体的中身であるべき活断層が3連動したときの制御棒挿入性の問題と敷地内破砕帯（F-6）問題を、安全基準から切り離してしまい、立証責任を原告に負わせていることだ。判決の論理は、消防車配置などの緊急安全対策やストレステスト、それらを内容とする4大臣基準等が、「安全上の基準を一部代替ないし補完する基準であると位置づけるのが相当である」（決定34頁）とし、これらを現行の安全基準（耐震設計審査指針等々）に加えて、「安全性に関する基準は、現在の科学技術水準に照らして合理性を有するといふべきである」（決定47頁）とまで述べている。しかし、ストレステストは、炉心熔融事故が起こるまでにどれだけの余裕（裕度）があるかを解析で示しただけだ。原発の安全基準とは基本的に無関係なものである。3連動時の制御棒挿入性や敷地内破砕帯という新たに出てきた具体的問題が基準に適合しているのかどうかは一切考慮していない。そして、この具体的問題については、基準への適合性判断を棚上げにして、裁判所が勝手勝手な判断を下してしまった。その基礎には「当該原子力施設に適用される安全基準が合理的であるか否か、当該原子力施設が現に当該安全基準を満たしているといえるか否かは、当該原子力施設を保有しこれを運用する者においてよく知り得るところであって、かつ、これを裏付ける資料を所持していることが明らかである」（決定32～33頁）と、安全基準の合理性をも関電が「よく知り得る」とする驚くべき判断がある。司法が原子力ムラの一員に成り下がった瞬間だ（本号7頁参照）。

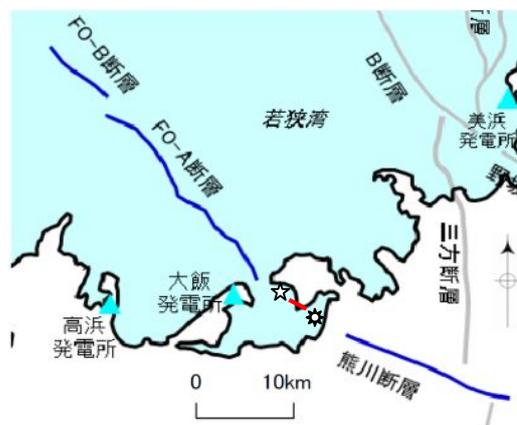
そして、制御棒挿入性については、完全に関電のいいなりとなっている。評価基準値2.2秒は定めではなく、「一応評価の目安」としてしまった。そして、2.2秒は地震時には関係ないものだと関電の主張をそのまま採り入れた。地震と津波で大事故となった福島原発事故はいったいどこにいつてしまったのか。さらに、3連動時の制御棒挿入時間の評価値についても、現行の2連動時の2.16秒より早く挿入できるという関電の主張を鵜呑みにし、1.83秒にも合理性があると決めつけた。しかし、この1.83秒をどのようにして導きだしたのかについては、関電は全く何の証拠も示していない（9頁参照）。

敷地内破砕帯F-6については、規制委員会の有識者会合で議論が続いているにもかかわらず、その議事録を読んだだけで、裁判長が勝手に委員4名の「多数決」の判断を下し、「地すべりである可能性が高いと認められる」と結論づけた。地すべりの専門家でもない裁判長が、このように勝手に判断したのだ。原告は、「地すべり」説を批判した書面や証拠を提出しているが、これに対してなんら反論していない。さらに悪質なのは、耐震安全設計審査指針やその手引き・解説を意図的に歪曲し、活断層認定のハードルを高くしてしまい、「安全側の判断」の意味を逆転させてしまっている（11頁参照）。

津波の評価についても関電の主張を丸呑みし、古文書等をすべて信憑性に欠けるかのような結論で否定的に扱っている。津波痕跡調査については、昨年12月の追加調査で猪ヶ池で津波痕跡が確認された。専門家による評価は中断されたままだが、ここでも関電の「大規模な津波ではない」との主張をそのまま認めている（13頁参照）。

◆活断層の3連動に基づく耐震安全性評価問題が関電のアキレス腱に

このように極めて不当な判決であるが、唯一、大飯原発近傍の3つの活断層（FO-B～FO-A及び熊川断層）の連動について「現時点では3連動の地震が起きる可能性があるとして安全性を検討するのが相当である」（判決55頁）と認めた。そして、「3連動の地震の場合には2連動の場合に比して最大比率1.46倍の地震動が発生すること」（判決56頁）を認め、事実上、約1,000ガルの地震動で評価すべきこととした。判決では、3連動を考慮すべき根拠として、①東日本大震災で連動しないはずの断層が連動したこと、②昨年8月30日の保安院のコメントで、熊川断層が小浜湾内にまで延びているという、これまでと異なる記載があること、③島崎規制委員長代理や、中川(マ、中田)高名誉教授、渡辺満久教授などの識者の指摘があること、をあげている。



この3連動については、原告が一貫して主張してきたことであり、中田高氏と渡辺満久氏の小浜湾調査とその結果に関する学会発表等があり、これら科学的調査と市民の運動が勝ち取った成果である。3連動に基づく約1,000ガルを基準地震動として耐震安全評価をやり直すことが、新しい焦点となった。

4月16日の判決を待っていたかのように、翌17日に規制委員会は唯一稼働中の大飯原発が新規基準に適合するかの評価を行うことを決め、18日には関電が「新規基準適合性確認結果について（報告）」を規制庁に提出。そして19日には第一回の「大飯発電所3・4号機の現状に関する評価会合」を開いた。その場で、規制委員会の島崎委員は、3連動を考慮して基準地震動を出して耐震安全性評価を先にやるよう、関電に強く求めた。関電は「ストレステストの時に、一度念のための地震動評価というものを出している」と抵抗したが、島崎委員は、「念のためではなく、3連動を前提とした計算をまずお願いしたい」と重ねて求め、関電はしぶしぶながらも「はい、了解しました」と答えた。更田委員も「すみやかな作業をお願いします」と念を押した。4月30日の政府交渉でも、規制庁職員は、3連動に基づく基準地震動・耐震安全性評価を求めると回答した（14頁参照）。

ところが関電は、この約束をその後に覆した。報道によれば、「原子力規制委員会に、関電が『考慮しない』と事実上拒否する回答をしていたことが30日分かった。…関電は4月25日に行った規制委事務局の原子力規制庁との打ち合わせの場で、拒否の方針を伝えた」という（5月1日読売新聞）。ハレンチ極まりないとはこのことだ。関電が19日の会合で一旦は3連動評価を了承しておきながらこれを拒否した背景には、重要機器だけでなく、全ての機器の耐震安全性を評価し直さなければならず膨大な手間と時間がかかること、そして、制御棒挿入時間等が改めて審査の俎上に乗せられることを嫌がったのと推測される。新基準に照らせば、3連動を考慮して基準地震動を約700ガルとするのか1,000ガルとするのか、1,000ガルでも制御棒挿入時間は1.83秒とするのか、それらが認められるのか等々の問題が出てくる。

3連動評価を行わないとする関電に対して、規制委員会は厳しい姿勢で臨まなければならない。3連動評価を拒否するのであれば、直ちに運転の停止を求めるべきだ。

◆大飯原発の特例扱いは許せない

そもそも、大飯原発の運転継続は違法状態そのものだ。他の原発は7月の新規基準が施行になるまで再稼働の申請そのものがない。さらに、敷地内破砕帯を調査中の原発は、その結果が出るまで申請そのものがない、また防潮堤の完成も申請の前提条件になっているが、大飯原発の防潮堤完成予定は来年3月だ。このような大飯原発の特例扱いをいつまで続けるのか規制委員会は、地元をはじめ大飯原発の稼働に対する根強い不安や批判に対して、新基準との適合性をなんらかの形で示さざるを得なくなり、法的裏付けのない「田中私案」で評価会合を指示した。それも運転を継続させたままで評価を行い「安全上重要な問題があると認める場合には、・・・停止を求める可能性がある」としてしまっている。これは、4月30日の政府交渉に出席した規制庁職員の「既に運転しているわけですから」との言葉に端的に表されている。このような中で、関電は規制庁の足下を見てか、3連動評価を拒否しているのだ。しかし、これを認めれば規制委員会の姿勢と存在意義が根本的に問われることになる。

大飯原発の特例扱いを認めず、まずは運転を停止すること。その上で、活断層の3連動評価による基準地震動の策定と耐震安全性等を全面的に評価し直すべきだ。

◆運転を停止して、3連動評価を行え！ 学習・座談会、自治体への申し入れを進めよう

大阪地裁の不当判決批判について、その内容を広く宣伝していこう。そのために、「おおい原発止めよう裁判の会」では、判決批判の学習・座談会を各地で開き、原告・支援者の交流も含めて、さらに結束を強化しようとしている。国相手の行政訴訟は、5月22日に第5回法廷となる。国相手の裁判のため、新規基準等との関連が直接的に問題となってくる。202号大法廷を原告・支援者で埋めつくそう。

さらに、大飯原発の特例扱いをやめ、運転を停止した上で、活断層の3連動で基準地震動・耐震安全性評価をやり直すことを、規制委員会や福井・関西等の各府県・市に申し入れよう。

原子力防災問題では、福井県知事が他府県への広域避難について言及し始めた。敦賀市は奈良県に、若狭町以西の小浜市・おおい町等は西の兵庫県に避難する計画について語っている。しかしこの計画では、大飯原発で事故が起こった場合に、小浜市や若狭町の住民は事故の最中の原発に近づきながら避難することになる。避難住民の安全を全く無視したものだ。さらに、これまで小浜市は奈良市と独自に避難受け入れについて連絡を取り合ってきたが、これらも一切考慮されていない。そして、受け入れ側の関西広域連合は、受け入れ体制についての具体的な検討も進まず、琵琶湖が汚染された場合の安全な水の確保についても「今後の課題」としている。これでは受け入れなど到底できない。

福井県に対しても、福井と関西の市民で共同して申し入れの準備が進んでいる。形だけの防災計画しかない下ではなおさらのこと、運転中の原発の停止を最優先にするべきだ。防災問題と大飯原発の3連動評価、特例扱い反対の要求を結びつけて、自治体に申し入れよう。

☆ 5月22日 国相手の行政訴訟 ☆

第5回法廷に結集を！100名で傍聴席を埋めつくそう

5月22日（水）15:00～15:30 / 大阪地裁202号大法廷

終了後報告会 16:50まで AP大阪4階（淀屋橋駅すぐ。京阪淀屋橋ビル4階）